

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月21日
【会社名】	双葉電子工業株式会社
【英訳名】	FUTABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 和伸
【本店の所在の場所】	千葉県茂原市大芝629番地
【電話番号】	0475(24)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 業務管理本部長 中村 正行
【最寄りの連絡場所】	千葉県茂原市大芝629番地
【電話番号】	0475(24)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 業務管理本部長 中村 正行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社および当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

1．当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく報告）

(1) 当該事象の発生日

2019年5月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

（関係会社株式の評価損）

当社が保有する関係会社株式のうち、実質価額が著しく下落した子会社株式について減損処理を実施し、関係会社株式評価損を計上いたしました。

（固定資産の減損）

当社が保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の兆候が認められる当該固定資産に係る回収可能性を検討した結果、減損損失を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期の個別決算において、関係会社株式評価損3,130百万円、減損損失11,184百万円を特別損失として計上いたしました。なお、当該関係会社株式評価損は、連結決算においては消去されるため、連結損益への影響はありません。

2．当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく報告）

(1) 当該事象の発生日

2019年5月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

（固定資産の減損）

当社グループが保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の兆候が認められる当該固定資産に係る回収可能性を検討した結果、減損損失を計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、2019年3月期の連結決算において、減損損失17,287百万円を特別損失として計上いたしました。

以上